



平成21年6月5日

各位

会社名 株式会社 **ブルボン**
代表者名 代表取締役社長
吉田 康
コード番号 2208 東証第2部
問合せ先 常務取締役 財務管理部長
山崎 幸治
TEL (0257) 23-2333

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月5日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第133期定時株主総会に、定款の一部変更について、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものがあります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第1条および第2条)。
- (2) 株主の皆様のご権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、現行定款第13条において所要の変更を行うものであります。
- (3) 役付取締役「取締役相談役」を置くことができるよう、現行定款第24条につき所要の変更を行うものであります。
- (4) 補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするため、変更案第34条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|-----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成21年6月26日(金曜日) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成21年6月26日(金曜日) |

以上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第10条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第23条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条～第34条 (条文省略)</p> | <p>「削除」</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>「削除」</p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の<u>手続</u>その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役、<u>取締役相談役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条～第33条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| 「新 設」 | <p><u>(補欠監査役の予選に係る決議の効力)</u> <u>第 34 条 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| 「新 設」 | <p><u>附 則</u> <u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> |
| 「新 設」 | <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p> |